



金融論B／II

第12回講義

ヨーロッパの金融システム

担当教員：武田浩一



今回のテーマ

◆ヨーロッパの経済通貨統合 (テキスト 第10章 p.271-300)

- 戦後ヨーロッパの国家間共同体
- 欧州連合(EU)の経済通貨統合
- 欧州中央銀行と欧洲単一通貨ユーロ

国ごとの違いや利害を乗り越えてヨーロッパで実現した経済通貨統合は、大規模な金融制度のハーモナイゼーション(調和)の実現可能性を示す壮大な社会実験である。

戦後ヨーロッパの国家間共同体

- ヨーロッパでは、1930年代の列強の経済ブロック化による経済的な分断が第二次世界大戦の一因となったことへの反省に立ち、将来の戦争を回避することを狙いとして、超国家主義と国際法に基づく国家間共同体として、1952年に欧洲石炭鉄鋼共同体(ECSC)、1958年に**欧洲経済共同体(EEC)**と欧洲原子力共同体(Euratom or EAEC)がフランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの6カ国によって設立された。
- EECには、70年代にデンマーク、アイルランド、イギリスが、80年代にギリシャ、スペイン、ポルトガルが加盟した。

戦後ヨーロッパの国家間共同体

- 1967年の**ブリュッセル条約**の発効により、3共同体は**欧洲諸共同体**(European Communities)として統合された。
- 1987年に**単一欧洲議定書 (SEA, Single European Act)**が発効し、1992年までに域内における人、商品、サービス、資本の移動を自由化した**单一市場**を形成することを目標として設定した。
- 1993年の**マーストリヒト条約**の発効により、欧洲諸共同体を基礎として国家連合である**欧洲連合(EU, European Union)**が設立されると、EECは**欧洲共同体(EC, European Community)**と改称され、EUの経済、社会、環境分野の政策を担う機構として位置付けられた。

戦後ヨーロッパの国家間共同体

- EUの政治統合を推進する**リスボン条約**が2007年12月に調印され、2009年12月に発効した。
- リスボン条約は、人口約5億人、加盟27カ国に拡大したEUの意思決定の迅速化や機構の効率化を目指すEUの新基本条約。国家を超える権限を有する超国家主義的なEUを志向する理念に対して抵抗が強く2005年にフランスとオランダにおける国民投票で欧洲憲法条約の批准が否決され**欧洲憲法**が未発効に終わったことを受け、これを簡素化した条約。
- 任期2年半の欧洲理事会常任議長(EU大統領)や外交安全保障上級代表(EU外相)の創設やEUの閣僚に相当する欧洲委員の削減などが柱。欧洲憲法という形式をとらず**従来の基本条約の改正**という形に変え、理念的な欧洲統合の将来像を掲げることを控えた内容となっている。

EU首脳(2019年12月～)



ファンデアライエン欧州委員長(左)、ミシェルEU大統領(右)



ボレルEU外相

(写真の出典)
Wikimedia Commons



EU加盟国

- EUは1993年発足時の12カ国から4度に渡り拡大し、2013年に28カ国となった。さらに、トルコ、マケドニア、アイスランド、モンテネグロ、セルビアの加盟交渉が行われている。

イギリスは2016年の国民投票で前例のない「EU離脱」を選択し、EUを離脱することが決まった。

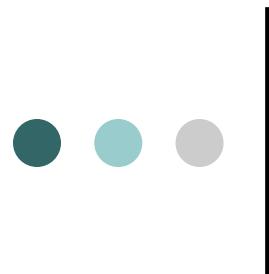
1993年	フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル
1995年	オーストリア、スウェーデン、フィンランド
2004年	ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス
2007年	ブルガリア、ルーマニア
2013年	クロアチア

EU加盟国

(多色部分が加盟国、灰色部分が加盟候補国)



© European Union,
1995-2020



EUの経済通貨統合

- EUの経済通貨統合とは、EU域内に単一市場を創設し、通貨を統合することによって経済通貨同盟を形成することをいう。
- 具体的には、EUの経済通貨統合は、①域内資本移動の自由化、②金融サービスの自由化、③欧洲中央銀行制度・単一通貨制度への移行、を3本柱とする。

域内資本移動の自由化

- EUでは、1960年に第1次資本移動自由化が開始されて以来、段階的に域内資本移動の自由化が進められた。
- 1988年に完全自由化の最終方針が合意され、第4次自由化指令が採択された。
- その後、各国が自由化措置を実施した結果、1990年には域内取引だけでなく域外取引を含めた資本移動の自由化が実現した。

金融サービスの自由化

- EUにおける金融サービスの自由化とは、銀行業、証券業、保険業等が国境を超えてEU域内他国へ自由に金融サービスを提供できたり、他国に自由に支店を開設できることを指す。
- 金融サービスの自由化は資本移動の自由化を前提としており、これら2つの自由化が達成されれば、EUは金融取引に関して域内障壁のない**単一金融市場**としての要件をほぼ満たすことになる。

金融サービスの自由化

- ただし、EUにおける金融サービスの自由化は、全ての加盟国に一律のルールの導入を強制することを意味しない。
- 各国のルールの統一は、金融機関の健全性維持や預金者保護のあり方といった金融市場の監督・規制の根幹に係る部分についてのみ行われ、その他に関しては各国の裁量に委ね現状を追認する、**必要最低限のルールの調和（ミニマム・ハーモナイゼーション）**が行われる。

金融サービスの自由化

- 1989年の第2次銀行指令により、銀行業務に関して、単一免許制度、母国監督主義、ユニバーサル・バンキングといった原則が打ち出された。この金融サービスの自由化は、各国による国内措置の手当て完了に伴い、1993年に実施に移された。
- **单一免許制度**…EU域内のいずれかの国で取得された銀行の免許については他のEU諸国でも有効とする制度。

金融サービスの自由化

- **母国監督主義**(ホーム・カントリー・コントロール)
… EU域内の銀行の監督は、原則としてその銀行に免許を交付した国の金融監督当局が行う制度。銀行業だけでなく、証券業や生命保険業でもほぼ同様の考え方がとられている。ただし、ユーロ圏の主要銀行については、EUは2014年11月に銀行監督を欧州中央銀行(ECB)に**一元化**した。
- **ユニバーサル・バンкиング**…銀行本体が銀行業務と証券業務全般を兼営できる銀行業の形態のこと。



欧洲中央銀行制度・ 单一通貨制度への移行

ジャック・ドロール
第6代欧洲委員会委員長

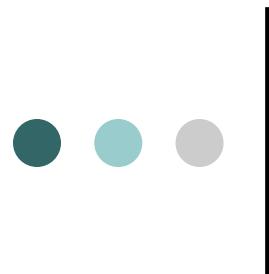
- EUの通貨統合は、1989年に経済通貨同盟検討委員会(通称ドロール委員会)が提示した報告書(通称ドロール報告)を指針として進められている。
- ドロール報告では、3段階のアプローチによる通貨統合が提唱された。
- 第1段階…資本移動の自由化と、域内全通貨の**欧洲為替相場メカニズム(ERM, Exchange Rate Mechanism)**参加により為替相場の変動幅を一定の範囲に抑制し、最終的には域内固定相場制を目指す。
14

欧洲中央銀行制度・ 单一通貨制度への移行

- 第2段階…欧洲中央銀行制度(ESCB, European System of Central Banks)を創設し、欧洲通貨機構(EMI, European Monetary Institute)と欧洲連合加盟各国の中央銀行で構成されるEUの金融政策決定の一元化の枠組みを構築する。経済収斂基準(後述)を達成する。
- 第3段階…欧洲中央銀行により域内单一金融政策を遂行し、单一通貨制度に移行する。

経済収斂基準

- EUの経済通貨統合のプロセスにおいて特筆すべき点は、**経済収斂基準と欧洲中央銀行**である。
- 1993年に発効したマーストリヒト条約は、経済通貨統合に参加する国が満たすべき条件として、**金利とインフレ率**が、EUでそれらが最も低い3カ国の平均値からそれぞれ+1.5%以内、+2.0%以内に抑えることを各国の金融当局に要求した。



経済収斂基準

- また、**為替相場の変動幅**を、少なくとも2年間に渡り、ERMの許容変動幅内に保ち、通貨の切り下げを行わないことも各国の金融当局に要求した。
- さらに、財政面では、**財政赤字**をGDPの3 %以内に、**政府債務残高**をGDPの60 %以内に抑えるという厳しい財政規律を各国の財政当局に義務付けた。

欧洲中央銀行



(Copyright 2020,
European Central Bank)

- 欧州中央銀行(ECB, European Central Bank)は、EUの経済通貨統合参加国全体の金融政策、プルーデンス政策、および外国為替市場への介入を一手に引き受けるEUの中央銀行である。
- 欧州中央銀行は、1998年に設立され、本部はドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行(ブンデスバンク)の本部があるフランクフルト・アム・マインにある。

欧洲中央銀行

- 欧州中央銀行は、EUの金融政策を決定する政策理事会の構成員となる各国の中央銀行総裁の議決権を通じて、**各国の中央銀行の意向が反映される組織**となっている。
- 欧州中央銀行は、主な目標である物価の安定を実現するための前提条件となる各国の**財政当局からの独立性**が保障されている。

欧洲単一通貨ユーロ

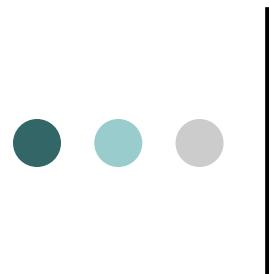


- ユーロ(Euro、通貨記号€)は、1999年に法定上の共通決済通貨としてEUに導入された。ユーロの導入により、ドロール計画の最終(第3)段階であるEUの**経済通貨統合**が実現し、**ユーロ通貨圏**が正式に発足した。
- ただし、1999年にユーロを導入したのは、当時のEU加盟15カ国のうち、ドロール計画の第2段階で義務付けられた経済収斂基準を満たしていた11カ国であった。

欧洲単一通貨ユーロ

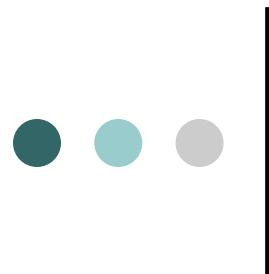


- 2002年1月には、ユーロを導入した国でユーロの現金(紙幣・硬貨)の流通が始まった。ユーロを導入した国では2~6月までを移行期間として旧通貨の流通も認められたが、移行期間後に単一通貨ユーロに完全移行した。
- その後、2001年にギリシャ、2007年にスロベニア、2008年にキプロスとマルタ、2009年にスロバキア、2011年にエストニア、2014年にラトビア、2015年にリトアニアがユーロを導入し、ユーロ導入国は19カ国となつた。



ユーロ未導入のEU加盟国

- ユーロ未導入のEU加盟国は、ERMの適用を受け、経済収斂基準を満たしてユーロを導入することが原則として義務付けられている。ただし、イギリスとデンマークは、ユーロ導入の適用除外を受けており、現行通貨のポンドとクローネの維持が認められている。



ユーロ未導入のEU加盟国

- スウェーデン、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニアの6カ国は、ユーロ導入の前提条件となるERMの適用をまだ受けていない。

ユーロ圏

